

COVID-19：フランスの現状

フランス首相ジャン・カステックスは2021年1月14日（木）、国内における新型コロナウイルスの蔓延状況が深刻なことから、感染防止のため現在とられている諸活動の中止、ならびに施設の閉鎖を今月末まで続けると発表しました。詳細は下記をご覧ください。

▶ 移動

- 2020年12月15日以降、フランス国内の移動は特例外出証明書なしにできるようになった。一方、フランス本土全土を対象として1月16日より最低15日間、18時～6時までの夜間外出禁止令が敷かれる。
- EU域外からフランスへ入国を希望する者は、72時間以内に受けたPCR検査の陰性証明書の提示が義務付けられる（航空機や船舶の搭乗・乗船の時点で陰性証明書を提示しなければならない）。これらの人々はまた、フランス到着した時点から7日間の隔離を受け入れ、期間終了時に再度PCR検査を受けなければならない。
- 1月25日以降、欧州からフランスへ入国する者はすべて（不可欠な移動の場合を除き）、出発前72時間以内のPCR検査の陰性証明書が必須となる。国境を越え通勤する者、陸路での輸送に従事する者はこの規定の対象外となる。【1/22日追加】
- 海外県・海外領土でも特別な措置が取られる。これらの領土を訪問するには、72時間以内に受けたPCR検査の陰性証明書の提示が義務付けられる。【これまでマルティニーク、グアドループ、レユニオンへの移動については抗原検査の陰性証明書でも代わりとして認められていたが、PCR検査が必須となった。（1/18）】。1月14日以降はこれらの領土からフランス本土へ戻る場合にPCR検査の陰性証明書が必要となる。各領土における具体的な措置については政府のサイトについて詳細が記されている。
 - **グアドループとマルティニーク**：この島を訪問するものは1月18日より7日間の隔離が義務付けられ、隔離期間終了にはPCR検査の陰性証明が必要となる。【1/18追記】
 - **レユニオン**：この島を訪問するものは1月18日より7日間の隔離が求められ、隔離期間の終了にはPCR検査の陰性証明が必要となる。【1/18追記】
 - **マイヨット**：訪問者はすべて、緊急の理由がなければならない。【1/18追記】
 - **ギアナ**：訪問者はすべて緊急の理由がなければならない。日曜日から隔離措置が追加される。【1/22追記】
- 2月8日まで、コルシカへの移動を希望する11歳以上のすべての者はPCR検査または抗原検査の陰性証明書が必要となる。

▶ 施設の再開と閉鎖状況

当リリースのお問合せ:

フランス観光開発機構 広報部 増田真由美 03-5798-6297 - mayumi.masuda@atout-france.fr

- **商店**：11月28日以降、レストランを除くすべての商店の営業が可能になっているが、衛生面での規則（客一人当たり8平方メートルを保つ）は引き続き守らなければならない。夜間外出禁止令が出されている期間、商店は、店の混雑を分散させるために通常は休みにしている昼食時間や週末において営業時間を伸ばすことが推奨される。
- **礼拝施設**：11月28日以降、礼拝施設は次の条件で規則を守りながら再開が可能になっている。
 - 個人または家族単位（同じ世帯に居住するグループ）の間で二席分の空席を取る。
 - 1列ごとに空けて着席する。
- **宿泊施設**：12月15日以降、ドミトリーホテル、アパートメントホテル、レジデンスヴィレッジ、ヴァカンス村、ヴァカンス用ファミリー型住宅、キャンプ場は営業再開が認められている。ホテルの営業も認められている。これら施設内のレストランやバーのエリアはクローズしているが、ルームサービスの提供は認められている。
- **スキー場**：12月15日以降、スキー場は客の受け入れが再開できるものの、集合施設のオープンやリフトの運転再開は認められない。
これら施設の再開について現状では見通しが立っていない。【1/22変更】
- **文化施設**：文化施設（美術館・博物館、劇場、コンサート会場、映画館）の閉鎖は続けられる。これらの再開はについて現状では見通しが立っていない。【1/22変更】
- **レストラン**：レストランとバーの閉鎖は少なくとも2月中旬までは続けられる。営業再開は衛生状態が好転することが条件となる。衛生的な措置をとることも求められる。
- **スポーツ施設**：ジムについても2月中旬まで閉鎖が続けられる。スポーツ観戦施設の観客受け入れは停止されたまま、再開の目途は現状で立てられていない。

以上